

第327回山形県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和3年7月16日(金) 13時30分～15時

2 場 所 山形県自治会館 602号室

3 出席者

会 長 國 方 敬 司
会長代理 島 軒 治 夫
委 員 鈴木 春 男 大 場 一 昭 高 橋 光 明
五十嵐 秀 樹 鈴 木 正 津 藤 真 知 子
今 野 亘 山 口 芳 彦

4 臨席者

山形県内水面漁業協同組合連合会	参 事	桂 和 彦
山形県農林水産部水産振興課	課長補佐	板 本 健 児
山形県内水面水産研究所	所 長	本 登 渉
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課	課 長	加賀山 祐

5 事務局

山形県内水面漁場管理委員会 事務局	事務局長	小 林 克 靖
〃 〃	事務局次長	石 井 正 志
〃 〃	書 記	渡 邊 洋 子
〃 〃	書 記	野 口 大 悟
〃 〃	書 記	保 科 圭 佑

6 開会・会長あいさつ

事務局次長 (石井補佐)	第327回山形県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 本日は、10名の委員全員の出席をいただいております、「山形県内水面漁場管理委員会規程」第7条に定める定足数を満たしていることを報告します。 それではまず、國方会長からごあいさつをいただきたいと存じます。
議長 (國方会長)	本日は、お忙しいところ第327回山形県内水面漁場管理委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。 さて、今年もアユ釣りのシーズンがやってきました。7月1日に小国川漁協や丹生川漁協など、10の漁協管内で解禁されたのを皮切りに、昨日15日までに県内全域で解禁となりました。 気になる天然アユの遡上については、県の調査では平年より少ない状況と

	<p>いうところで、解禁初日の釣果は、残念ながらあまり伸びていないと言われているところでは。</p> <p>一方、中間育成事業は大変順調に進み、質の良い十分な量の稚アユを放流できたと同っております。シーズンはまだ始まったばかりですので、今後の釣果向上に期待したいところであります。</p> <p>つい先日も静岡県の大規模な豪雨災害がありましたように、近年では全国的に豪雨被害が増える傾向にあります。本県も例外ではなく、昨年も非常に大きな被害が出たところでありまして、今後、山形県内で天候に恵まれ、県内外からの釣り客でさらに賑わうことを期待しております。</p> <p>なお、本日は、「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可」について審議を行う予定であります。議事進行に御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に先立ちまして、今年4月1日付けの人事異動を踏まえ、昨年度から引き続きの者も含めて、委員会の事務局の任命を受けた職員を紹介いたします。</p>
	<p>事務局長として、水産振興課長の小林克靖です。</p> <p>事務局次長の石井正志です。</p> <p>書記、渡邊洋子です。</p> <p>書記、野口大悟です。</p> <p>書記、保科圭佑です。</p>
事務局次長	<p>続きまして、臨席者を紹介いたします。</p>
	<p>内水面漁業協同組合連合会、桂和彦参事です。</p> <p>農林水産部水産振興課、板本健児課長補佐です。</p> <p>内水面水産研究所、本登渉所長です。</p> <p>庄内総合支庁水産振興課長、加賀山祐課長です。</p>
事務局次長	<p>以上でございます。それでは國方会長、議事の進行をよろしくお願い申し上げます。</p>
7 議事録署名委員の選出	
議長	<p>では、次第に従いまして、私から議事録署名委員を指名させていただいてよろしいですか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、第327回委員会の議事録署名委員は、鈴木春男委員と五十嵐委員にお願いいたします。</p>

8 報告事項

【報告事項1】

議長

次第の「3 報告事項」です。

報告事項1は「令和3年度水産振興課予算について」です。水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課
(板本補佐)

《資料に基づき説明》

カラー刷りの報告事項1でございます。こちらの水産振興条例、それと、条例に基づく計画を先に説明させていただきまして、そのあと予算の説明をさせていただきます。

水産振興条例ですけれども、まず資料の左側が、この条例制定の背景となります。本県水産業は、地域産業の発展と振興に大きく貢献し、健康で豊かな食生活を支え、漁村及び内水面漁業地域は、健康で豊かな生活の実現に貢献してきました。本県水産業を取り巻く情勢につきまして、第36回全国豊かな海づくり大会を通し、豊かな海を育み、環境と生態系の保全に努めていくことを決議した一方で、気候変動等による漁場環境の変化、漁業の担い手の減少等により漁業と、これを支える地域を取り巻く環境は悪化しており、水産業の振興に向け、将来どうするか方向性を示す必要があります。こうした状況の中、県、市町村、水産業者、県民等が一体となって、水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図るため、山形県水産振興条例を制定いたしました。

条例の概要について説明させていただきます。

目的としましては、この条例では、水産振興に関する基本理念を掲げております。二つ目として、県の責務、水産業者及び県民等の役割、三つ目としまして、県の施策の基本となる事項を定め、水産振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとしております。これをもちまして、水産業の健全な発展並びに漁村及び内水面漁業地域の振興を図り、もって、豊かな県民生活の実現及び、地域経済の活性化に寄与することを目的としております。

この条例の中では、水産振興に関する計画を策定し、公表するとしております。こちらの内容につきましては、この後、御説明させていただきます。

基本的施策のところでございますけれども、内水面に関わるものとして、漁村及び内水面漁業地域の振興ということで、水産業と観光業等の連携、遊漁その他の余暇活動に関する情報提供、漁村及び内水面漁業地域に関する文化の継承を掲げております。県民の理解の促進というところで、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域の持つ、水産物を安定的に供給する機能及び多面にわたる機能の周知ということで、海も川も、中に生きている魚たち、それを生業にして仕事をする人の努力がなかなか見えていないというところが、組合員離れ、あるいは遊漁者離れにもつながっているのではないかとということで、行政としてこういったものを盛り込んでおります。

推進体制等というところですが、国、市町村、水産業者、県民その他の関係機関との推進体制を整備することとしております。また、財政上の措置としまして、施策を推進するために必要な財政上の措置をすると明記してございます。

こういったものを行いまして、着実な水産振興を図っていきたいと考えております。

裏面に、水産振興計画につきまして、概要を記載させていただいております。

水産振興計画では、主要な目標としまして、海面の方ですが、経営体当たりの漁業所得を1.2倍に引上げ、それと水産加工品の付加価値向上の取組みをさらに推進して付加価値額を2倍に引上げという目標を掲げております。

次に、本県水産業の現状と課題ですけれども、内水面の課題としましては、内水面漁業、養殖の生産量・生産額が減少していること、また、内水面漁業協同組合員の数が減ってきていることがあります。こういった背景がありまして、内水面水産資源の増殖・養殖や魚病対策、漁場環境の再生等により、持続可能な内水面漁業・養殖業の振興に取り組むことが必要と考えております。

具体的な取組みですけれども、内水面につきましては、持続可能な内水面漁業・養殖業の振興ということで、大きく四つございます。一つ目は、SDGsの実現に向けた水産資源の維持増大ということで、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進、サケ増殖事業の推進、ブラックバスやカワウ等による被害の防止対策、伝染性疾病の予防対策をすることによって、持続可能な水産資源の維持増大を図っていこうと考えております。二つ目が、漁場環境の再生・保全・活用ということで、例えば、豊かな環境を活用した地域活性化に向けた取組みの促進、三つ目が内水面漁業・養殖業の健全な発展、内水面漁業の振興に向けた連携強化ということで、行政機関と内水面漁業関係者等との協議の調整を進めていこうと考えております。

これらの計画を実現するための、今年度予算について、新規のものを中心に説明させていただきます。

まず、1の(1)の①、水産振興条例推進事業費では、昨年度までの元気な山形県水産業をつくるプロジェクト推進本部会議の後継となる会議関係の予算として、17万7000円ほど確保しております。

2番目の水産業振興費ですけれども、(1)の栽培漁業振興費の①水産多面的機能発揮対策推進事業費では、内水面関係では、今年度から、清流寒河江川再生プロジェクトということで、水産の持つ多面的な活動を行っていくこととしております。内容としましては、最上川第二漁協による、河川清掃とアユ友釣漁場の改善を目的に行います。

続きまして、新しいところだと、(2)の内水面漁業振興費のうち、②河川における外来魚駆除モデル実証事業では、この事業は昨年度から実施していますが、今年度につきましては、外来魚の駆除を実際にやっている業者をお願いしまして、駆除モデルをつくってもらおうということを考えております。次に③のサケ・マス振興事業費のうち、ニジサクラ生産安定化事業では、ニジサクラの生産については内水面水産研究所の方でやっておりましたが、今後、目標の1万尾の生産に向けて、さらなる生産体制が必要であるため、遊佐町にある内水面水産センターへ生産拠点を移すということで、予算化しております。

	<p>続いて新しいところとしましては、(3)の水産物総合対策費としまして、①の水産業成長産業化支援事業費がございます。こちらは、漁業者や養殖業者、いろいろな水産業振興に向けて取り組もうという声を拾い上げて事業化していくというものでございまして、皆さんの創意工夫に満ちた企画を、第三者機関で審査会を行いまして事業採択していきます。水産業の活動は、海面もあつたり、内水面もあつたり、或いは漁業の中でも、漁業種類が多種多様であるというところから、皆さんからの意見が反映される事業を進めていこうということで、予算化したものです。</p> <p>次に、水産試験場費のうち(1)試験研究費の②の増養殖技術指導について、こちらの方で特記事項は、日向川でのヒメマスの放流、それと簡易魚道の設置です。ヒメマスの放流ですけれども、こちらは漁業権魚種へ向けた取り組みとして、内水面水産研究所の方で支援してまいります。</p> <p>地球温暖化プロジェクト総合戦略事業費は、置賜白川におけるダム湖産アユ資源の造成ということで、令和3年から5年の事業になります。</p> <p>若手チャレンジ事業は、内水面水産研究所から二つ、事業を提案しまして、採択されたというものであります。一つは、ワムシを活用したワカサギ種苗生産技術の開発、もう一つは、フグ毒保有生物を活用したフグはえ縄漁業餌料の開発です。</p> <p>以上が、水産振興課関係予算の概要となります。</p>
議長	<p>ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんでしょうか。</p>
津藤委員	<p>ただいまの予算の中の2番の(3)①水産業成長産業化支援事業費が新規ということでございます。2500万円という大きい金額になっておりますけれども、こちらの方は、上限がいくらで、何団体というような計画はあるのでしょうか。</p>
水産振興課 (板本補佐)	<p>まず上限の方ですけども、国の補助事業を使わない県単独事業の場合ですと、県と市で助成をしまして二分の一補助というふうにしております。上限額につきましては、補助金ベースで、県で800万円というような数字になります。ただ、数につきましては、予算の範囲での支援ということにしております。水産関係者の方からお話を聞くと、国の事業の場合は下限の金額があるのですが、例えば施設整備では200万円や400万円が下限ですと、それ以上の事業でないとは採択されないということがあり、その規模感が悩ましいところなんです。200万円だと、そこまでお金をかけてチャレンジするのは難しいということがあつたりします。あるいは国の事業ですと、例えば施設整備では、リースあるいは新品でなければならないなどの条件がありますが、そういった条件をなるべく取り払って、まずチャレンジを引き出していこうというコンセプトでこの事業を立ち上げています。なるべく条件を厳しくしないというのが、この事業の特徴となります。</p>
議長	<p>ほかに御意見等ありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次に移ります。</p>

	【報告事項2】
議長	報告事項2は「令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局 (渡邊書記)	<p style="text-align: center;">《資料に基づき説明》</p> <p>令和3年度の全国内水面漁場管理委員会連合会（以下「全内漁管連」）の通常総会につきましては、5月31日に書面により開催されました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度から2年続けて書面での開催となったところです。</p> <p>では、各議案より抜粋して説明します。</p> <p>第1号議案のうち、令和2年度事業報告書です。ほとんどの事業が書面により開催され、研修会等中止となったものもあります。令和2年度事業報告、収支決算等については、原案のとおり可決されました。</p> <p>第2号議案のうち、令和3年度事業計画書です。全内漁管連は、全国組織として、会員相互の密接な連携と情報交換のもと、円滑な漁業調整等を図ることはもとより、内水面における総合的な水面利用や漁場環境保全等の推進という大きな役割を果たすべく、これらの事業の実施を計画しています。計画の案については、4月1日時点のものであり、すでに変更となった部分もあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通常総会については、5月31日に書面にて開催されました。 2 内水面漁場管理委員会70周年記念行事については、再延期とはならず、中止となりました。 3 役員会の第1回目は、昨年度と同様に未開催となりました。 4 監事監査については、書面にて開催されました。 6 漁場管理対策検討会についてですが、本県委員会は今期（第21期）の役員県となっており、漁場管理対策検討会委員を務めることとなっております。8月に検討会の開催の計画となっておりますが、書面での開催も検討されているとの情報がありました。 7 中央提案 関係省庁への提案行動については、例年、国の概算予算要求前の6月下旬頃に実施していましたが、今年度は、昨年度と同様に書面により提案を行い、書面で回答を得ることとなっております。 8 ブロック協議会、9 研修会については、状況を見て幹事県と対応を協議するとのことでした。 <p>令和3年度事業計画案及び収支予算案については、原案のとおり可決されました。</p> <p>第3号議案 令和3年度の提案書についてです。これは、内水面における重要課題について、全内漁管連から関係省庁へ提言するものです。昨年度に、実態把握のアンケート、各ブロック協議会での協議、漁場管理対策検討会で</p>

の検討、役員会での審議が行われ、作成された提案書の案となります。項目としては昨年度と同様、外来魚対策について、魚病対策について、鳥類による食害対策について、河川湖沼環境の保全及び啓発について、放射性物質による汚染対策について、ウナギの資源回復について、内水面漁場管理委員会制度についての大きく7項目となっております。アンダーラインがひかかれている箇所が、昨年度からの変更点です。令和3年度提案書についても、原案のとおり可決されました。先ほども申し上げましたとおり、書面により提案を行い、書面で回答を得ることとなっております。

この中央省庁への提案の項目について、若干補足して説明をさせていただきますと、平成30年度に、本県の委員会から、外来魚対策についてという項目のところで、漁業権対象外の魚種を採捕する場合に、遊漁者から協力金等の名目で負担を求められる制度を設計することを盛り込むということ、東日本ブロック協議会で提案したという経緯がございました。しかし、平成30年度の漁場管理対策検討会において検討した結果、本件は漁協経営の健全化という意味合いが強く、外来魚対策の要望としては適していないということとなり、その翌年度の提案書には盛り込まれなかったという経緯がございました。

そして、昨年度ですけれども、実際の問題としまして、漁業権対象外の魚種、例えば、ブラックバスやスズキなどを目的とした遊漁者の方でも、混獲の可能性もあるため遊漁証の購入をお願いしている実情があるのですが、「お願い」というところが漁業監視上難しい面などもあるという問題がありまして、外来魚対策についてという項目ではなくて、漁業監視及び密漁防止対策ということで、提案書に盛り込むということを再提案したところでした。漁業権対象外の魚種を目的とした遊漁についての遊漁料の納付の解釈についてその解釈の明確化を求めるということで提案したのですが、昨年度、東日本ブロック協議会の中で、各県での意見が分かれ、対面での議論ができなかったということもあり、令和3年度に持ち越しとなった経緯がございました。こうしたことから、昨年度、本県から提案した項目については盛り込まれていないところではあります。

そして、来年度の提案内容については、また今後、東日本ブロック協議会、その後、漁場管理対策検討会で協議されるということになりますが、先ほども御説明しました通り、今年度も書面での開催となり対面での議論ができないという可能性もあると思われまます。

この令和3年度の提案書については、原案の通り可決されたところでした。

第4号議案 次期役員についてです。第21期の役員として、本県委員会の國方会長が理事となっております。原案のとおり可決されました。

報告は以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問をたまわりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長	特にございませんでしょうか。ないようでしたら、次に移ります。
	【報告事項3】
議長	<p>報告事項3は「アユ資源に係る調査の状況について」です。</p> <p>平成30年まで産卵親魚保護のため実施してきたアユ禁漁の委員会指示を、令和元年度から5年間休止しております。アユの禁漁に係る委員会指示の休止に伴う状況について、内水面水産研究所の方から御説明をお願いしたいと思います。</p>
内水研 (本登所長)	<p style="background-color: yellow;">《資料に基づき説明》</p> <p>内水面水産研究所の方から、アユ遡上調査結果について、流下仔魚調査とあわせて、説明させていただきます。</p> <p>25ページをご覧ください。令和2年度の最上川におけるアユ流下仔魚調査結果になります。グラフのほうで示しております。縦軸に推定アユ流下仔魚数ということで、1日あたりの尾数、1万尾単位で載せてあります。それから横軸にふ化日、調査日になります。令和2年度は、禁漁が継続していた場合の産卵に由来する仔魚が流下する期間を10月16日～22日と設定しております。総流下仔魚数は9.9億尾ということで、令和元年であります前年の1.1億尾の9倍でございました。先ほど言いました期間に、産卵に由来する仔魚数については、1.5億尾となります。流下仔魚のピーク時期には重ならなかったものの、保護できた仔魚数は流下仔魚の15%ということでした。</p> <p>前年よりも流下仔魚数が9倍ということで、今年の遡上が期待されたわけですが、遡上調査結果については、24ページをご覧ください。内水面水産研究所のほうでは、内水面漁業協同組合連合会、水産研究所と共同で日向川、最上川、鼠ヶ関川の3河川において、管轄内水面漁協の協力によって、4月～6月にかけて投網でアユ遡上状況の調査を行っています。それで調査結果のほうになります。グラフで示しております。縦軸にCPUEということで、一網あたりの尾数、横軸に調査期間で、点のほうは○が今年度、●が令和2年、それから過去5か年というのが▲で示しております。細かいところ説明は省かせていただきたいと思います。全体で見ても例年、前年よりも少ないというふうな状況になっております。</p> <p>なぜこういう状況になったのかというところが、おそらく一番興味のあるところかと思ひまして、私共のところでは推定しております。この理由につきましては、昨年の豪雪により、雪解けが遅く、長期にわたり、河川の濁りと水位の上昇、それに伴う、例年より低い水温で推移したものと思われまます。一方、海面では、昨年の豪雨により、河川からの栄養の供給がよく行われまして、また、冬から春にかけては逆に水温は高く推移しておりました。このため、魚類の餌となるプランクトン類が繁殖し、海域における魚類の環境は良くて、イワシなどの回遊魚類が多く発生しておりました。</p> <p>水温で見ると、海面は例年4月上旬からアユ遡上の目安となる10℃となりますけれども、今年は3月下旬から海の方はそういう水温を超えていたんですが、一方、河川のほうはその水温の状態になるには5月上旬ということで、</p>

	<p>1か月にわたりまして、海域から河川への遡上が妨げられるような状態が続きました。その3月から4月にかけて、海の方では、イワシの群れなどの回遊性魚類が大量発生しておりまして、この漁獲量を、それらの魚類から捕食されたり、餌の競合が行われたりして、大きく減ったものと思われます。</p> <p>参考までですが、6月20日に最上漁協管内で天然魚と放流魚の割合の調査を行っております。総漁獲16尾中、天然魚4尾ということで25%、それから6月24日に小国川の方で、調査が行われていますけども、145尾捕らえたうち、天然魚が3尾ということで、わずか2%ということになっております。</p> <p>先ほど海の方の話をしましたけども、実は山形県に限らないということで、他県でも、秋田県の米代川を除いて、富山県以北の日本海側では、同様の傾向となっております。水産研究所を通じまして、各県にイワシの状況を問い合わせしてみました。今のところ、秋田と青森から回答ありました。秋田の方ではイワシが平年の3倍獲れているそうです。秋田は例年通り水揚げして3倍の水揚げがあったそうです。山形と青森ですが、コロナ禍の影響でイワシがいるにも関わらず値段がつかないということで、獲らなかった。獲らなかったどころか、実は、多すぎて、マイワシが定置の網目に刺さって、詰まってしまって、水揚げできなくなってしまって、腐るのを待って網を取るといような状況でしたので、沿岸には例年になく大規模にイワシが多く群れていたという状況がありまして、それによって、かなり減耗したのではないかというふうな推測をしております。残りの新潟や富山のデータをいただきながら解析を進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>今回の天然魚の割合に関する調査は友釣りによって行われております。最近一部の釣り人や組合の方からは、本県の放流種苗が釣れないのではないかというふうなことを言われておりましたが、この混獲調査の中で、魚がいなとは言っても、きちんと放流魚が友釣りで釣れています。</p> <p>また、今期のような遡上の不良については、今年限りのものなのか、どうなのか、今後注視していきたいと思っておりますし、また、環境の条件からそういったことが予測つくかどうかも含めて、今後こちらのほうで検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	興味深い御説明でした。ただいま内水面水産研究所から説明がありましたことについて、御質問、御意見ございませんでしょうか。
大場委員	今、説明いただいたアユの遡上の調査結果ですけど、過去の年度は出ていますが、例えばもっと早く来年度の遡上の予測などの調査は無理なのでしょうか。
内水研 (本登所長)	これは、実態の調査になりますけど、そうではなくて遡上を予測することになりますか。
大場委員	そうです。サケの遡上予測は前の年に出していますので、アユの予測もできれば出していただければ、各漁協で、生産体制とか、放流体制が、うまく調整できるのかなと思います。

内水研 (本登所長)	<p>サケに関しましては、多年魚であり、同じ年に生まれても帰ってくる年が個体によって違うのですが、帰ってくる年齢の割合がおおむねわかっているため予想がつかます。一方、アユは単年魚ですから、降河仔魚調査から見て、次の年いいのではないかということは言えるのですが、それからそれぞれの河川がどうかというのはかなり難しいところです。まして海に行って今回のように捕食されるなどといった状況が調査によってわかればいいんですけど、わからないとなると、各河川の予測というのは難しい話になるかと思えます。</p> <p>ひとつわかるとすれば漁期前の調査で混獲の状況を見ながら、ということになるかと思えますけれども、検討はしてみますが、なかなか難しいことは御了解いただければと思います。</p>
大場委員	わかりました。
議長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>小国川の調査釣りでは、ちょっと早めの調査だったということで、普通ならば下流域の班が一番釣ってくるころ、小さなもの一匹しか釣れませんでした。上流に行けば、徐々に釣れてきたという経過がありました。ということで、アユはおりました。でも小さくてかからないという現状もありました。140何尾くらい釣れましたが、そのうち2、3尾が天然で、あとは放流アユだったという結果が出ました。そのあとに天然のアユがコンスタントに上って、6月いっぱい調査しましたが、かなりの遡上が見られました。</p> <p>だから、例年よりはだいぶ少なかったですけども、かなりの遡上が見られたということがありました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
	(質疑なし)
議長	特にございませんでしょうか。ないようでしたら、次に移ります。
9 議事	
	【第1号議案】
議長	<p>議事に入ります。第1号議案「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」を議題に供します。</p> <p>これは、最上川第一漁協に係るものです。</p>
議長	本議案について、事務局から説明をお願いします。

<p>事務局 (保科書記)</p>	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>このたび、最上川第一漁協より遊漁規則の変更認可申請があり、県知事より諮問がありましたので読み上げます。(読み上げ)</p> <p>資料の28ページをご覧ください。漁業法の遊漁規則に関する部分を抜粋したものです。漁業法第170条第3項の規定により、遊漁規則を変更するにあたっては知事の認可が必要となっております。第4項では、認可申請があったときは内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならないとされており、この規定に基づいてこの度、知事から諮問があったものです。</p> <p>また、第5項の規定において、知事は「遊漁を不当に制限するものではないこと」、「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の2点に該当するときは認可しなければならないとされており、委員会としてもこの規定に該当するか判断することとなります。</p> <p>なお、「不当に制限する」とは、水産庁の運用通知によれば、遊漁者の遊漁について、漁業権者である各漁協が一方的に制限を加えるようなものを指します。また、漁業者、遊漁者双方に制限を加えるものであっても、組合員の漁業に対する生活依存度等を考慮した必要最小限度のものでなければならぬとされているところです。</p> <p>続いて、資料の29ページをご覧ください。遊漁規則に関する資料です。一番下のフロー図をご覧ください。漁協の総代会での議決を経た変更認可申請書が県に提出されており、本日の内水面漁場管理委員会での審議により、審議結果を県に答申します。答申内容が、遊漁を不当に制限するものでないと認められるものであれば、漁協に変更の認可を行うという流れになります。</p> <p>それでは、諮問第235号最上川第一漁協の変更内容について説明させていただきます。</p> <p>変更申請の内容は、網の禁止区域の規制緩和を行うものです。具体的には、資料の表に記載しておりますが、これまで網を周年禁止していた朝日川の一部区域について、9月のみ網具を可とするものです。改正の理由としては、かねてより組合員から規制緩和の要望があった区域であり、行使規則の一部改正にあわせて、遊漁規則も改正し、遊漁者へ網の漁場を提供するためです。施行期日は令和3年9月1日からとなっております。資料の31ページは、当該区域を地図で示したものです。番号で言うと⑧から⑫までの区域が今回、規制緩和を行う区域となります。</p> <p>なお、今回の変更内容は、遊漁を制限するものではなく、規制の緩和を行うものではありませんが、この区域は「網を使わない遊漁者」が釣りをする区域でもあることから、内水面漁業協同組合連合会のホームページに変更予定内容を掲載し、遊漁者に対して簡易な事前周知を行っておりますが、昨日までの時点で、遊漁者からの意見等は来ていないとのことでした。</p> <p>以上が、第1号議案の説明となります。御審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はあ</p>

	りませんか。
	(質疑なし)
議長	ないようでしたら、採決に入ります。 第1号議案について、案のとおり答申することとしてよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、答申案のとおり答申することとします。なお、答申文の字句の修正等については私に御一任願います。次に移ります。
	【第2号議案】
議長	第2号議案も「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」です。 これは、小国川漁協に係るものです。
議長	小国川漁協は、高橋委員が利害関係人にあたることになります。よって「山形県内水面漁場管理委員会規程」第10条の規定により議事に参与できないため、高橋委員には一時退席をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。
	(高橋委員 一時退席)
議長	本議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (保科書記)	《資料に基づき説明》 小国川漁協より遊漁規則の変更認可申請があり、県知事より諮問がありました。 諮問第236号小国川漁協の変更内容について説明させていただきます。変更申請の内容は、最上小国川流水ダム建設工事の完了に伴い、工事のために禁止としていた区域の削除を行うものです。表に記載しておりますとおり、禁止としていた3区域のうち、1区域は周年禁止が続きますが、残りの2区域について、工事の完了により禁止の解除を行うものです。施行期日は令和4年4月1日からとなっております。 資料の43ページは、該当区域を図で示したものです。図の左側の黒い四角で「制限(一時)」で示されている部分が、ダム工事のため禁止していた区域です。図の右側の白い四角で「試験湛水中の制限区域」で示されている部分が、試験湛水のため制限していた区域になります。この2区域の禁止を解除するのが今回の改正になります。 資料の44ページに、県から小国川漁協に対する通知を添付しております。これは、最上小国川ダムの工事が終了し、禁漁を解除することに支障がない旨を、県庁河川担当課に確認し、その内容を通知したものです。本通知を受け、小国川漁協において今回の変更申請を行っております。 以上が、第2号議案の説明となります。御審議よろしく申し上げます。

議長	ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。
	(質疑なし)
議長	ないようでしたら、採決に入ります。 第2号議案について、案のとおり答申することとしてよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、答申案のとおり答申することとします。なお、答申文の字句の修正等については私に御一任願います。次に移ります。
	(高橋委員 席にもどる)
	【第3号議案】
議長	第3号議案も「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」です。 これは、最上川第八漁協に係るものです。
議長	最上川第八漁協は、鈴木春男委員が利害関係人にあたることとなります。 よって「山形県内水面漁場管理委員会規程」第10条の規定により議事に参与できないため、鈴木春男委員には一時退席をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。
	(鈴木春男委員 一時退席)
議長	本議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (保科書記)	《資料に基づき説明》 最上川第八漁協より遊漁規則の変更認可申請があり、県知事より諮問がありました。 諮問第237号最上川第八漁協の変更内容について説明させていただきます。 変更申請の内容は、表に記載しております1区域について、禁止の削除を行うものです。改正の理由としては、多くのコイが産卵に来る区域のため、資源管理のため禁止区域としていましたが、県内においてコイヘルペスウイルスによる持ち出し禁止指示による影響もあり、コイ釣りを目的とした遊漁者が減少していることや、コイの遡上が減ってきていることもあって、禁止区域とする必要性がなくなっているためとなっております。 施行期日は、知事の認可があった日からとなっております。 以上が、第3号議案の説明となります。御審議よろしくをお願いします。
議長	ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はあ

	りませんか。
	(質疑なし)
議長	ないようでしたら、採決に入ります。 第3号議案について、案のとおり答申することとしてよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、答申案のとおり答申することとします。なお、答申文の字句の修正等については私に御一任願います。次に移ります。
	(鈴木春男委員 席にもどる)
	【第4号議案】
議長	第4号議案も「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」です。 これは、温海町内水面漁協に係るものです。
議長	本議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (保科書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>このたび、温海町内水面漁協より遊漁規則の変更認可申請があり、県知事より諮問がありました。</p> <p>諮問第238号温海町内水面漁協の変更内容について説明させていただきます。</p> <p>変更申請の内容は2つあります。</p> <p>1つ目は、あゆの遊漁期間を変更するものです。表に記載のとおり、組合が公示する日から10月3日までとしていたところを、10月31日までに期間を延ばす変更になります。</p> <p>2つ目は、遊漁料について、新たに午後のみ半日券を設定するものです。表に記載のとおり、「あゆの友釣り」、「どぶ釣り」、「うぐい(はや)、かじか、さくらます(やまめ)、いわな、にじます」の「釣り、投網、すくい網、やす」において、午後のみ半日券を設定する変更になります。</p> <p>1つめの変更の改正理由としては、組合員、遊漁者双方から、10月末まであゆ釣りがしたいとの要望が上がっていたことによるものです。なお、あゆの遊漁が可能な他の内水面漁協においては、全ての内水面漁協が公示の日から10月31日までと設定しており、温海町内水面漁協のみが10月3日までと設定しています。</p> <p>2つめの変更の改正理由としては、遊漁者から、半日券の設定について要望があったためです。特に、県外から来た遊漁者が、午後から釣りをするケースが多く、半日券の要望も多いことから、今回、午後のみ半日券を設定するものです。</p> <p>以上が、第4号議案の説明となります。御審議よろしく申し上げます。</p>

議長	ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。
大場委員	今まで1日券の遊漁券というのはあったわけですが、半日券というのは多分県内で初めてだと思います。午後からだけということで、試験的にまずやってみるということもあるのかと思います。今後は各漁協において午前中という要望もでてくるのかなと思います。それは、今後の問題として考えていきたいと思います。
島軒会長代理	私も大変いいことだと思います。県外からの遠くから来る人は、朝出てきて午後から釣りをするという傾向になると思いますので、それも考慮して実施される方がいいと思います。
議長	遊漁者にとっては非常に利便性が上がるそういう仕組みだと理解できます。
山口委員	ただいまの関連ですが、是非とも午前のみというのも入れていただきたいと思います。ただ、半日で半額の1200円という金額はどうでしょうか。半日の時には2~300円高めの設定をしてもいいかなと思います。そのあたりも、実験の形になると思うのですが、半日券の金額は若干上げたほうがいいのかと思います。
議長	そのあたりの工夫の仕方はあるかかもしれないと思います。
議長	それでは採決に入りたいと思います。 第4号議案について、案のとおり答申することとしてよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、答申案のとおり答申することとします。なお、答申文の字句の修正等については私に御一任願います。次に移ります。
10 その他	
議長	次第の「5 その他」です。 委員の皆様から何かございますか。
鈴木(正)委員	先ほど、温海町内水面漁協の遊漁規則の改正で、午後のみという形での遊漁券の発売が承認となったわけですが、溪流の場合ですと、主に釣れるのは午前中の方なんです。ですので、午前中だけという半日券というの、そのうち各漁協にお願いが出てくる可能性が多いと思いますので、そのあたり対応を考慮していただきたいと思います。

議長	ありがとうございます。 事務局や県からは何かありませんか。
	(特になし)
議長	ないようでしたら、これで本日の議長を辞させていただきます。議事進行にあたり、皆様から御協力をいただき誠にありがとうございました。
11 閉会	
事務局次長 (石井補佐)	國方会長、ありがとうございました。 次回の委員会開催について申し上げます。次回は9月13日(月)で調整させていただきたいと思います。 以上をもちまして、第327回山形県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。